

「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします

ホミック通信

Vol.26

いずれがあやめ、かきつばた号

2017.5

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

2017年も半分近くを消化しようとしています。

歳を重ねると時の流れが早く感じられるのは本当ですね。

今年の憲法記念日に、安倍首相は憲法改正のスケジュールについて言及したそうです。「憲法は改正すべきでない」とは思いませんが、一方で、簡単に改正するような性質の規範ではないと思っています。

何と言っても、国の根幹を形作る最高規範なのでから。

今、俎上に載せている条項は、憲法改正によって実現しなくてはならないものなのでしょうか。

■ 「法定相続情報証明制度」が始まります。

ご家族のどなたかが亡くなって、不動産登記や銀行手続などを経験した方はおわかりだと思うのですが、亡くなった方の財産の名義を変更したり解約したりしようとする、相続人が誰であることを証明するために、何通もの戸籍(除籍)謄本を集めて提出しなくてはなりません。手続が必要な銀行の数だけ謄本を取得するのは面倒ですし費用も掛かりますが、ワンセットだけを用意して使い回すと一巡するのに時間が掛かることもあります。

そうした面倒くささを解消してくれるのでは?と期待されているのが、この5月29日から始まる「法定相続情報証明制度」です。

亡くなった方の相続人全員を証明できる戸籍謄本等のワンセットと、その関係を表わした一覧図を法務局に提出すると、登記官がその図の写しに認証文「当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである」を付けてくれるので、その一覧図を相続手続に利用できるようになるというものです。この写しは何通でも発行してもらえますし、また手数料は無料です。ちょっと驚きますね。

実際の運用はこれからですので、不動産の相続登記に利用できることは同じ法務局の取扱ですから当然のこととして、金融機関などでどの程度理解されるものかはよく分かっていませんが、いわゆる「相続センター」などで戸籍謄本をチェックするの必要がなくなるので恐らくは重宝されることでしょう。

この法定相続情報証明の手続は、司法書士や弁護士に委任することができますので、必要があればお申し付けください。

また、手続をする法務局は、①亡くなった方の本籍地、②亡くなった方の最後の住所地、③手続をする相続人の住所地、④亡くなった方名義の不動産の所在地、となっています。どこでも良いというわけではありません。

不動産を持っていない方も、銀行手続のためだけでも利用可能だそうですから、とても便利ではあります。但し、例えば「相続放棄」をしたような場合には、その旨は記載されませんので、注意が必要です。

■ 「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

昨春成立した「成年後見制度利用促進法」に基づいて、どのように成年後見制度の利用を促進していくかを各地域で考えるための国の基本計画が公表されました。自治体が責任を持って、成年後見制度の利用が必要な人が使いやすくなるよう、わたしたちのような専門職や家庭裁判所と協力することが求められています。興味のある方は、内閣府のウェブサイトをご覧ください。

問題としては、予算の手当がなされていないことがあります。それぞれの地域で、多職種で構成されるチームを作って、判断能力が不十分な認知症や障害のある方を支援するというプランは素晴らしいのですが、何を始めるにも先立つものがが必要です。この法律の生みの親を自認する司法書士業界としては、画餅に終わらないよう、引き続き精力的に活動をしていくことになっています。

北 浜 ラ シ ン チ 事 情

オフィス街の中、ひっそりとベトナムの雰囲気を出すお店を見つけました。

店頭にはバイクと自転車、ベトナム笠が飾られている『カムオーン』さん。随分前にはカフェだったと記憶している場所に昨年オープンしたそうです。明るい店内は吹き抜け部分の高い天井からいくつものライトとシーリングファンが吊り下げられていて、開放的な空気が漂っていました。

ランチメニューの旬野菜のフォーに前菜をセットで注文。本来はフォーにはのっけご飯がついていましたが、100円引きで麺のみの注文もできるとのことです。甘めのスープが美味しく麺が白いフォーには野菜がたっぷり入っていました。パクチーが既に乗っていましたが、テーブル備え付けのものもあるので、好きな方はもっと乗せて楽しめそうです。また、前菜は生春巻き・揚げ春巻き・パパイヤのサラダと盛りだくさんで、お味と量で大満足でした。スイーツメニューも気になるので、次回はデザート付きでいただきたいものです。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
 - 設立・役員変更など
 - 訴訟・調停・和解・破産など
 - 任意後見契約・遺言・死後事務など